

とみなす。)を、遺族年金として遺族厚生年金のみを考慮することとした。また、厚生年金の加給年金や基礎年金の振替加算などの経過措置はモデル上に織り込みます、厚生年金の支給開始年齢の引上げ(表6)のみを経過措置として織り込むこととした。また、賃金上昇が織り込まれていないことから、マクロ経済スライドや既裁定の年金受給者に対する物価スライド等も織り込んでいない。したがって、年金額は2004年の価格表示と考えられるが、各種のスライドの給付抑制措置を織り込んでいないことから、年金額は高めの評価となっている。

表6 老齢厚生年金の支給開始年齢

生年度		支給開始年齢	
男子	女子	定額部分	報酬比例部分
昭和15年度以前	昭和20年度以前	60歳	60歳
昭和16-17年度	昭和21-22年度	61歳	60歳
昭和18-19年度	昭和23-24年度	62歳	60歳
昭和20-21年度	昭和25-26年度	63歳	60歳
昭和22-23年度	昭和27-28年度	64歳	60歳
昭和24-27年度	昭和29-32年度	65歳	60歳
昭和28-29年度	昭和33-34年度	65歳	61歳
昭和30-31年度	昭和35-36年度	65歳	62歳
昭和32-33年度	昭和37-38年度	65歳	63歳
昭和34-35年度	昭和39-40年度	65歳	64歳
昭和36年度以降	昭和41年度以降	65歳	65歳

遺族厚生年金については、第2号被保険者もしくは老齢厚生年金の受給者が死亡したときに配偶者に年金が支給されるものとし、その年金額は、死亡した者の年金額の4分の3、夫婦の年金額の合計額の2分の1のいずれか高い方とした。また、本人の年金額がそれを上回る場合は、遺族厚生年金は支給されないものとした。

基礎年金や老齢厚生年金には支給開始年齢の繰上げの仕組みがあるが、このモデルではすべての受給者が本則の支給開始年齢に従うものとしている。したがって、最初の数年間は、年金給付費に関して初期値データとの接続は必ずしもスムーズなものではなく、特に60歳代前半の年金額は実際の年金額よりも少ない額となる。

老齢厚生年金は、支給開始年齢に達したときに裁定されるが、在職中の場合にはその一部を支給停止とする仕組みとなっている。本モデルでは、モデルの複雑さを避ける観点から、65歳未満の第2号被保険者については全額支給停止とし、65歳以上については全額が支給されるものとした。

(3) 年金額の決定

公的年金の年金額については、被保険者期間中の標準報酬の実績や保険料の納付実績に基づいて算定されるが、本モデルでは被保険者期間中の実績を管理していないことから、簡略化した年金額の決定方式を採用した。具体的には以下のとおりである。

老齢基礎年金については、65歳時点で新規に裁定が行なわれる。その年金額は、保険料納付済み期間や免除期間に応じて決定されるが、モデル上で保険料納付記録等を管理していないことから、最近の老齢基礎年金の新規裁定者の性別の年金額の分布（表7）に従って、ランダムに決定した。ただし、35歳時点における第1号被保険者は、一定の割合（35歳時点の就業状態が「自営業主」及び「パート等」は10%、「非就業」は30%）で無年金者が発生するものとした。第2号被保険者及び第3号被保険者については無年金者が発生しないものとしている。

表7 老齢基礎年金の新規裁定者の年金額分布（パーセンタイル値、万円）

	男子			女子		
	自営業主又は パート等	非就業	第2号・第3 号被保険者	自営業主又は パート等	非就業	第2号・第3 号被保険者
25%	57	0	66	40	0	50
50%	70	51	72	59	35	65
75%	75	68	77	71	57	76
100%	80	80	80	80	80	80

老齢厚生年金は、35歳時点に第2号被保険者であった者に対して、支給開始年齢に達した段階（在職中の場合は65歳）で裁定される。定額部分については、被保険者期間によって年金額が増減するが、モデル上で被保険者期間を管理していないことから、老齢基礎年金と同様に、性別の新規裁定の年金額の分布に従って、ランダムに年金額が決定されるものとした。また、報酬比例部分は、被保険者期間中の平均標準報酬月額に比例して決定されることから、性別の老齢厚生年金の報酬比例部分の新規裁定の年金額の分布に従い、35歳時点の稼働所得の基準値を基礎に決定した。なお、この報酬比例部分の年金額の分布は正規分布に従うものとしており、その平均額は、男117.9万円、女67.4万円、標準偏差は、男32.5万円、女18.6万円とした。

なお、年金額の分布については、被保険者期間や年金額算定のための乗率などによって変化するが、若い世代ほど被保険者期間が延びる一方、算定乗率は引き下げられていく仕組みとなっている。本モデルでは、最近の新規裁定者の平均年金額に大きな変動がないことから、この年金額の分布は変化しないものとした。

(4) 施設世帯への入所

本モデルでは、施設世帯として老人ホームなど高齢者に対する社会福祉施設を主として想定している。このような福祉施設への入所は、高齢者の身体状況が悪化し、一人暮らしや家庭内での介護が困難になった場合などに想定される。このような施設への入所は、需要側の事情よりも福祉施設の供給量によって決まつてくる側面が強い。福祉施設への供給量は政策的に決定されるものであるが、本モデルでは、現在のレベルの需要を賄うだけの供給があるものと仮定している。

現時点における施設世帯への入所の需要と供給が一致しているかどうかについては議論が分かれるところであるが、平成 17 年国勢調査における性別・年齢階級別・配偶者の有無別の施設世帯への入所比率（図 2）が、ちょうど需要量に相当するものとして施設世帯への入所確率を想定した。なお、一般に、配偶者がいない者の方が単身世帯になる確率が高く、家族の介護を期待できないことから施設世帯の入所比率が高くなっていることをあわせて考慮した。

たとえば、80 歳代前半の施設入所者の比率をみると、男子全体では 5.6% となっているが、有配偶の者は 3.6%、無配偶の者は 13.0% となっており、4 倍近い開きがある。これに対して、女子の施設入所者の比率は全体では 10.1% となっているが、有配偶の者は 5.3%、無配偶の者は 10.1% とやはり 2 倍近い開きがある。男子の有配偶者で施設入所者の比率が低いのは、老妻が自宅で介護をするケースが多いことなどがその理由として考えられる。

3. 基本的な将来推計結果

マイクロ・シミュレーションモデルは、個票レベルで将来推計を行なうため、将来の人口や世帯数の予測だけでなく、初期値データに含まれるすべての属性について、シミュレーションプロセスとは独立に、自由に統計表を作成することが可能である。また、個々人の生涯の履歴を記録することも可能であることから、生涯所得の分布などを作成することも可能である。本モデルでは、前回モデルの結果表に加え、所得に関する統計を充実するとともに、施設世帯に関する統計など数多くの統計表の作成を行なっている。人口動態事象に関する遷移確率は、前回モデルと基本的に同じものを想定しており、前回モデルの集計結果とほぼ同様の結果が得られていることから、本稿では、新たに追加した統計表を中心にしてその結果の概要を紹介する。

(1) 年齢 3 区分別総人口

表 8 は、年齢 3 区分別総人口の将来推計結果を、本モデルのシミュレーション結果と国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来推計人口（2006 年 12 月推計）とを比較したものである。本モデルでは、将来推計人口（2002 年 1 月推計）における出生率や死亡率等の見通しを基礎として遷移確率を想定していることから、2006 年の公式推計と比べて出生率・死亡率ともに高めに設定されている。また、本モデルでは国際人口移動（流入）

を想定していない。

2050年時点における高齢化率は、シミュレーション結果が37.9%となっており、公式推計（39.6%）よりも低くなっている。これは、死亡率の見込みの違いが大きく影響しているものと考えられる。また、国際人口移動による日本への移民を想定していないことから、シミュレーション結果の方が全体的に人口が少なくなっている。

表 8 年齢3区分別総人口の将来見通し（万人）

	シミュレーション結果				日本の将来推計人口(2006年12月推計)			
	総数	0-14	15-64	65+	総数	0-14	15-64	65+
2004	12,769	1,768	8,512	2,489				
2025	11,845	1,315	7,040	3,491	11,927	1,196	7,096	3,635
2050	9,371	946	4,874	3,551	9,515	821	4,930	3,764
2075	6,662	668	3,442	2,552	6,822	573	3,369	2,880
2100	4,689	471	2,447	1,772	4,771	409	2,414	1,948

(2) 一般世帯数及び平均世帯人員

表9は、一般世帯数の将来推計結果を、本モデルのシミュレーション結果と国立社会保障・人口問題研究所が公表している日本の世帯数の将来推計（2008年3月推計）¹²と比較したものである。一般世帯人口、一般世帯数、平均世帯人員のいずれについても、両者の推計はよく合っている。

表9 一般世帯数及び平均世帯人員の将来見通し（万人、万世帯）

	シミュレーション結果			世帯数の将来推計(2008年3月)		
	一般世帯人口	一般世帯数	平均世帯人員	一般世帯人口	一般世帯数	平均世帯人員
2004	12,649	4,909	2.58			
2010	12,534	5,039	2.49	12,446	5,029	2.47
2020	11,999	5,064	2.37	11,904	5,044	2.36
2030	11,150	4,863	2.29	11,064	4,880	2.27

(3) 年金の加入種別別被保険者数

表10は、年金加入種別別の被保険者数の将来推計結果を、本モデルのシミュレーション結果と平成16年財政再計算結果を比較したものである。シミュレーション結果の方が全

¹² 推計方法は、世帯推移率法であり、2006年12月将来推計人口を基礎としている。なお、施設世帯人口については、本モデルでは、性別年齢別配偶者の有無別の施設世帯入所割合が2005年の水準で変わらないとしているが、日本の世帯数の将来推計（2008年3月推計）では、その比率が2030年まで徐々に変化するものとしており、2030年の施設世帯人口は、本シミュレーションでは263万人、世帯数の将来推計では459万人と見込んでいる。

体的に人数が少なくなっているが、これは、労働力率の増加を織り込んでいないこと、外国人労働者の流入を織り込んでいないこと、第1号被保険者の任意加入を含めていないことなどがその理由として考えられる。また、第3号被保険者数の推計にあたり、本モデルでは、配偶者が第2号被保険者かつ本人の所得が130万円未満として推計していることに対して、財政再計算では第2号被保険者に一定の比率で第3号被保険者がいるものとしてその人数の推計を行なっている。

表 10 年金加入種別別被保険者数の将来見通し（万人）

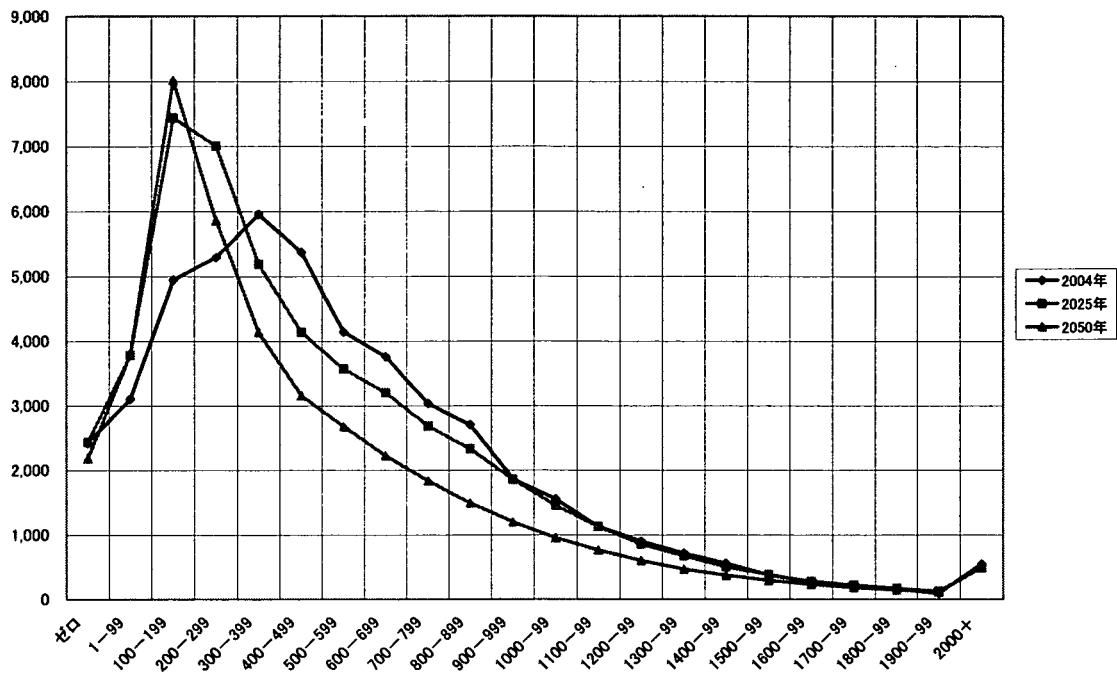
	シミュレーション結果				平成16年財政再計算			
	総数	第1号	第2号	第3号	総数	第1号	第2号	第3号
2004	7,122	2,457	3,658	1,007				
2025	6,043	1,986	3,251	805	6,180	1,820	3,390	970
2050	4,125	1,291	2,269	565	4,620	1,360	2,550	710
2070	3,131	983	1,721	426	3,770	1,110	2,090	570
2100	2,069	650	1,137	281	2,970	890	1,630	450

一般に、女子の労働力率が上昇すると第3号被保険者は減少し、就業調整などが行なわれた場合には増加する傾向がある。このような就業行動は、第3号被保険者の人数に与えることとなるが、本モデルでは、労働力率の上昇や第3号被保険者になるための就業調整など就業行動の変化を織り込んでいない。なお、財政再計算においても、このような就業行動の変化による影響は織り込まれていない。

(4) 一般世帯の所得分布

図3は、一般世帯の所得分布の将来見通しを、2004年、2025年、2050年の3時点で比較したものである。人口の高齢化や世帯規模の縮小による低所得層の増加が顕著に現れ、とりわけ100万円台の所得の層が急増すると見込まれる。

図 3 一般世帯の所得分布（千世帯）

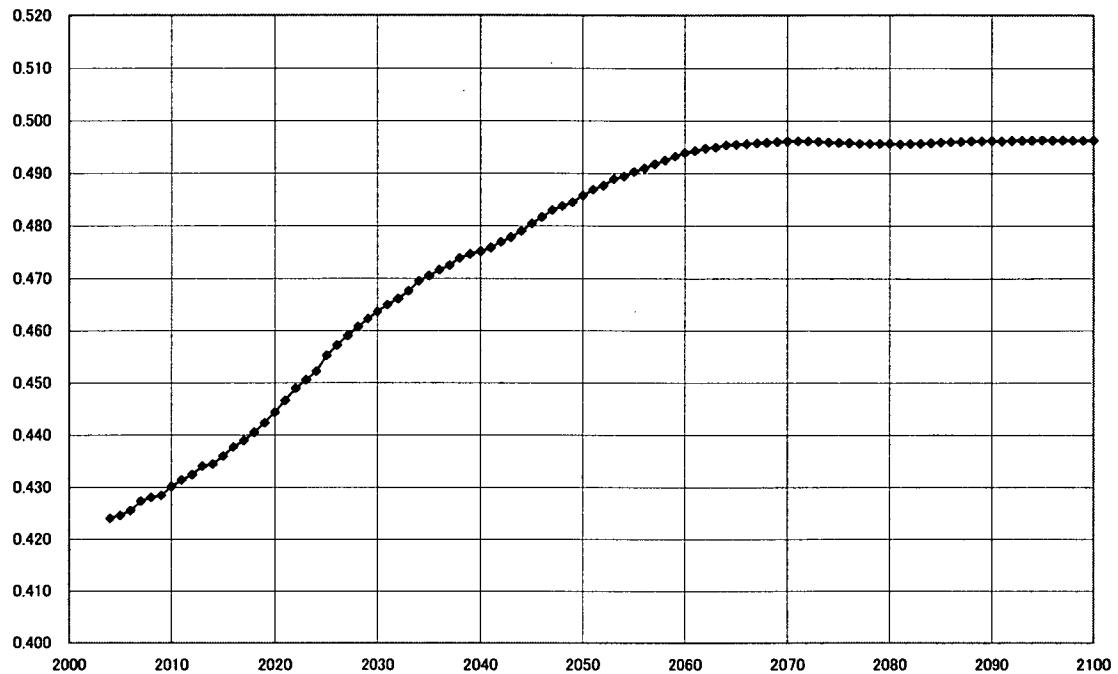


(5) 一般世帯のジニ係数

図 4 は、一般世帯のジニ係数の将来見通しを表したものである。このジニ係数の算定に用いた所得は稼働所得と公的年金の所得を合計したものであり、財産所得や生活保護などの公的給付等¹³は含んでいない。そのため、厚生労働省が公表しているグロスの所得に基づくジニ係数に比べると足元で 0.02~0.03 程度高くなっている。推計結果によれば、ジニ係数は、今後も引き続き上昇し、2050 年ごろ以降は上昇傾向が緩やかになるもの、2070 年頃までは上昇を続けるものと見込まれる。また、最終的には 0.5 程度になるものと見込まれる。

¹³ 本モデルにおいてジニ係数の算定対象に入れなかった財産所得や生活保護等の公的給付による所得は、稼働所得と公的年金の合計額とほとんど相関がないため、それらを含めた総所得の方がジニ係数が小さくなると考えられる。

図 4 一般世帯のジニ係数の将来見通し

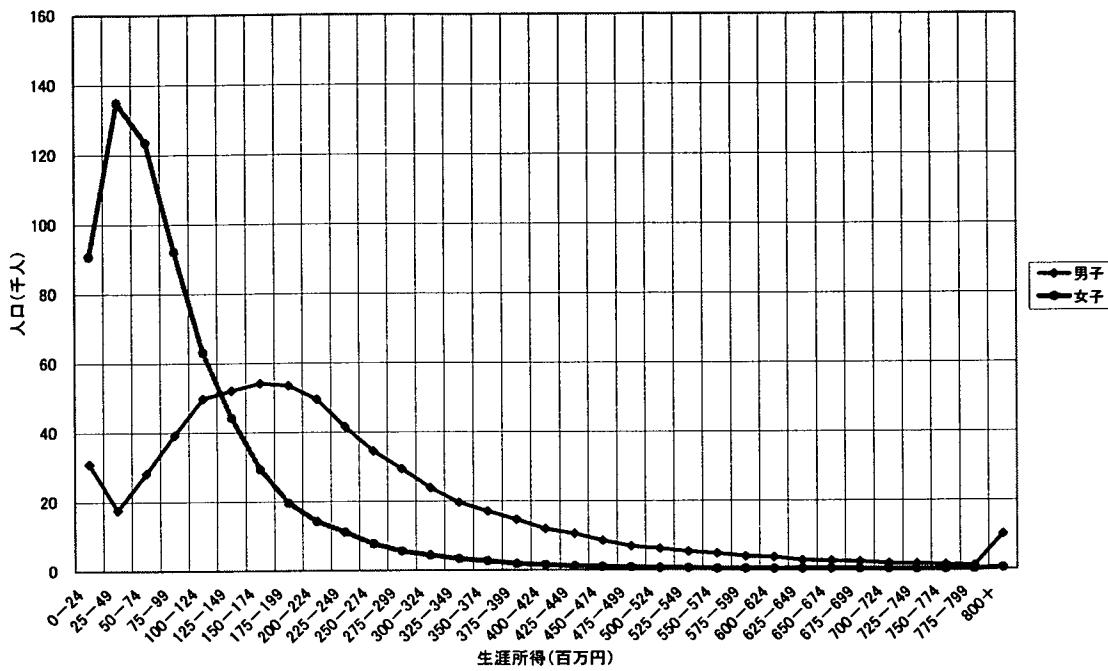


(6) 生涯所得の分布

本モデルでは、2004 年以降の所得の累積値を集計しているが、1990 年生まれの世代をみると、2004 年時点では 14 歳で労働市場に参入しておらず、またシミュレーション期間の 2100 年までにほぼ全員が生涯を終えることから、この世代については、稼働所得と公的年金の所得による生涯所得を算定することが可能である。

その生涯所得の分布を性別に比較したものが図 5 である。女子では 2500 万円以上 5000 万円未満のものが最も多く、生涯所得 1 億円未満が全体の 67.3% となっている。生涯所得の中央値も 7100 万円と低い。一方、男子では、生涯所得にばらつきが大きく、1 億 5000 万円以上 1 億 7500 万円未満の最も多くなっているが、生涯所得の中央値は 1 億 9700 万円であり、およそ半数の者の生涯所得が 2 億円以上となっている。

図 5 1990 年生まれの生涯所得の分布



4. 政策シミュレーション

4.1. 年金制度改革に関する政策シミュレーション

年金制度改革は、喫緊の重要な政策課題であり、社会保険方式の公的年金制度を維持するか、税方式の制度に切り替えるかについて国論を二分した議論が行なわれている。その議論の参考とするため、将来の高齢者の所得の分布について、基礎年金に関して制度改革を行なった場合に、この所得分布にどのような影響を与えるか、本モデルを用いて政策シミュレーションを行なった。

将来の高齢者の生活状況をみるために、本人の年金による所得だけでなく、本人の稼働所得や同居家族の所得も考慮する必要がある。これまでには、子供と同居することによって低い年金収入がカバーされてきた面があったが、子供との同居が減ることによって私的扶養のウエイトが低下し、高齢者の生活水準が全体として低下していくことを理解する必要があるからである。

そのため、ここでは、高齢者について等価所得を算定し、将来特に問題となると考えられる所得水準の低い高齢者の割合（ここでは、等価所得が 75 万円未満とした。）の将来見通しを比較したものである。比較対象とした基礎年金の制度改革案は、以下のとおりであり、第 2 案は、日経新聞（平成 20 年 1 月 7 日付朝刊）で紹介された案である。また、第 3 案は著者独自の案であるが、これは、税方式への移行にあたり、過去の保険料納付に見合う年金支給を 75 歳で終了することによって、移行のコストを最小限にとどめるという発想

によるものである。

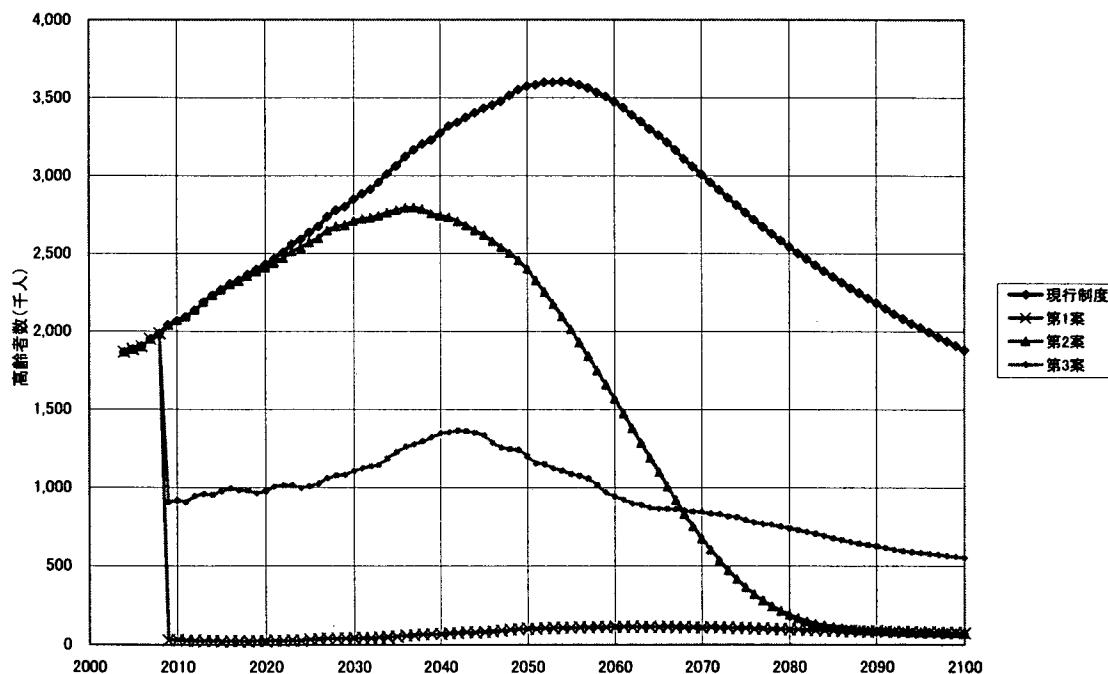
(第1案) 65歳以上の高齢者すべてに年額80万円の新基礎年金を支給する税方式年金に移行する。また、過去の保険料の納付に応じた基礎年金はその新基礎年金に上乗せして支給する。

(第2案) 今後は日本での居住をもって保険料を納付したものとみなし、徐々に税方式の基礎年金制度に移行する。

(第3案) 現行制度を維持するが、75歳以上の高齢者すべてに対して年額80万円の最低保証年金(差額)を支給する。第1案のような上乗せ給付は行なわない。

図6は、等価所得¹⁴が75万円未満の高齢者数の将来推移を比較したものである。現行制度を維持した場合は、今後低所得の高齢者層の人数が大きく増加することを示している。これに対して、基礎年金改革を実施した場合、第2案では当分の間はほとんど効果がないが、第1案と第3案ではすぐに効果が現れる。これは、過去の納付実績にかかわらず80万円の基礎年金を支給するためであり、逆に言えば、すでに無年金・低年金問題は潜在的に発生しており、第2案のように過去の納付実績を考慮した制度改革ではこの問題は避けられないことを示している。

図6 等価所得75万円未満の65歳以上高齢者数の将来見通し

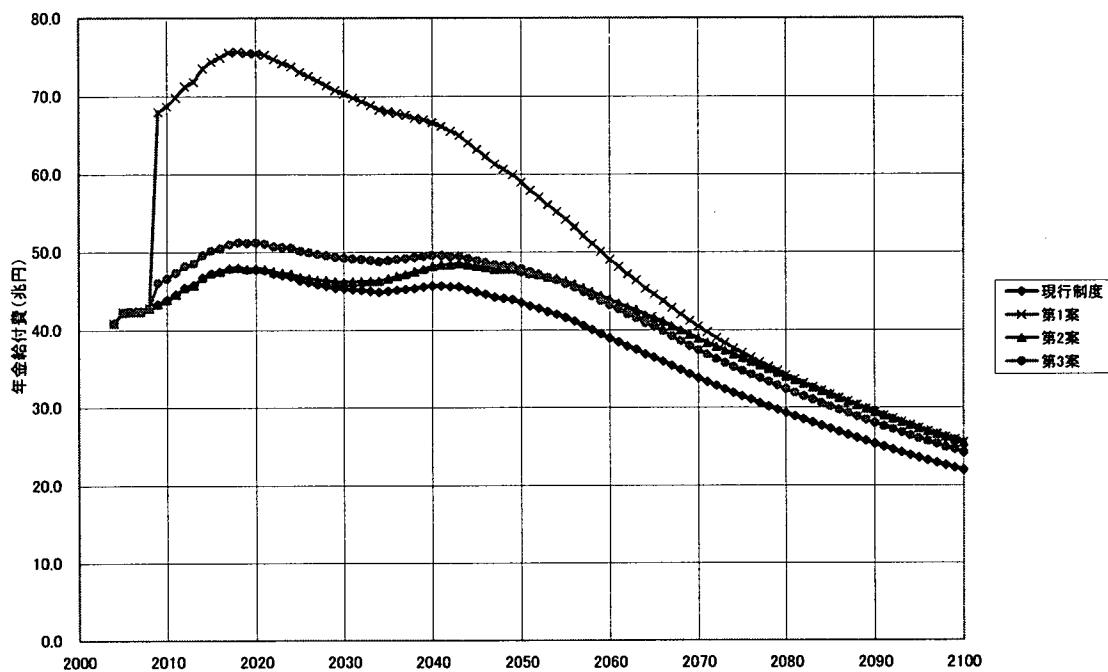


また、第1案では、過去の納付実績を考慮しつつも低所得の層がなくなるが、これは巨額の追加負担が生じる案であり、財源負担が可能であるかどうかがこの方式の最大の問題

¹⁴ 施設世帯の高齢者については、本人の所得を等価所得とした。

点である。その年金の総給付費の推移を比較したものが図7である。第1案では20兆円を超える追加負担が継続して必要であることに対して、第2案、第3案では追加負担をかなり低く抑えることが可能である。第3案は、低所得者対策として費用対効果が大きいと考えられるが、過去の納付実績の反映を75歳までとする点について理解が得られるかどうかが課題であろう。

図7 年金給付費の見通しの比較



4.2. 非正規雇用の増加の影響に関する政策シミュレーション

非正規雇用の増加は、将来の所得格差要因と考えられており、その対策の重要性が指摘されている。非正規雇用の増加の影響については、前回モデルを用いていくつかの政策シミュレーションを行なったが、本稿では、生涯所得の分布にどのような影響があるかについて、比較を行なった結果を紹介する。

ここでは、前回モデルと同様に、就業状態の遷移確率について3通りのシナリオ¹⁵を想定することにより、若年の非正規雇用の増加の影響の評価を行なう。具体的には、

(中位シナリオ) 2000年頃の就業状態の遷移の状況が、若年の正規就業の割合を含め、将来にわたり変わらないケース

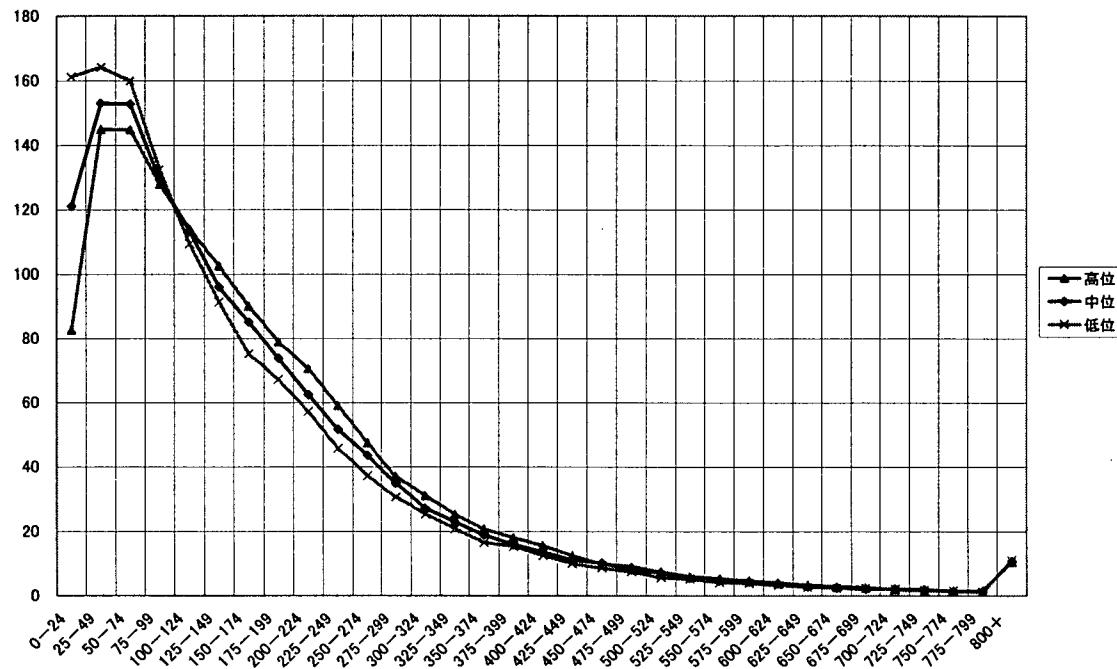
(低位シナリオ) 若年の正規就業の割合が2000年頃の状況より20ポイント程度低下するケース（25歳以上の就業状態の遷移確率は中位と同じ）

(高位シナリオ) 若年の正規就業の割合が20ポイント程度上昇し、バブル崩壊前（1990年頃）の状況まで回復するケース（25歳以上の就業状態の遷移確率は中位と同じ）

¹⁵ 各シナリオの具体的な内容は、稲垣（2007）を参照のこと。

図8は、1990年生まれの者（2004年時点で14歳）について生涯所得の所得分布を比較したものである。若年の正規雇用の割合が低下する低位シナリオでは、生涯所得が少ないものが多く、高位シナリオでは全体的に所得の高い方にシフトしている。シナリオごとの中央値をみると、中位シナリオでは1億2000万円であるが、低位シナリオでは1億700万円、高位シナリオでは1億3300万円とかなりの差が生じることとなる。このように、若年の非正規就業の増加は、生涯所得にかなりの影響を与えるものと考えられる。

図8 就業状態の遷移シナリオ別にみた生涯所得の分布の比較（1990年生まれ）



5. まとめと将来展望

わが国では、今後高齢化が進行するだけでなく、高齢夫婦だけで生活する世帯や一人暮らしの高齢者が実数としてさらに増加していくものと見込まれる。また、これらの高齢者には別居の子供もいないといったケースもかなり増えていくものと見込まれる。子供と同居している場合であっても、配偶者のいない子との同居が増えるが、これらの世帯では子供の稼働所得の水準が低いケースが多く、高齢者自身の年金を加えても、十分な所得とならないことが懸念される。

このように、わが国の人口は急速に高齢化するだけでなく、高齢者の同居家族の形態が大きく変化していくことは避けられない。特に、子供のいない一人暮らしの高齢者や所得水準の低い子供と同居している高齢者への対応は重要である。このような政策的な対応を検討する際には、高齢者の年金水準だけでなく、高齢者の同居家族や別居している子供の状況、世帯の所得水準などについて、平均値やモデル世帯だけでなく、どのように分布し

ているかについての将来推計が政策決定のための基礎資料として必要不可欠である。

マイクロ・シミュレーションモデルは、このような政策ニーズに応えるために極めて有益な分析ツールであり、すでに多くのOECD諸国ではモデルを活用した政策シミュレーションが数多く実施されている。INAHSIMはわが国独自のモデルであり、今回のモデルの改善によって年金収入が付加されたことから、喫緊の課題である年金制度改革を織り込んだ政策シミュレーションを行なうことが可能となった。また、施設世帯の概念を導入したことにより、福祉施設に関する需要や供給についての分析にも利用できるものとなったと考えている。

今回の政策シミュレーションでは数多くの有益な結果が得られたが、簡単に要約すると、以下のとおりである。

- 人口の高齢化や世帯規模の縮小により、低所得者層が増加するとともに、今後、所得格差が拡大することが見込まれる。特に、等価所得の低い高齢者の増加が著しい。
- 基礎年金制度を税方式への転換した場合であっても、公平性を確保する観点から過去の納付実績に大きな配慮をした経過措置を講ずる場合には、低所得の高齢者層への十分な効果が得られるのは2020年代以降である。
- 現行の公的年金制度に上乗せして65歳以上の高齢者に一律に基礎年金給付を行なう場合には、巨額の負担増が当分の間継続する。
- 非正規雇用が増加した場合には、生涯所得の分布が低い方にシフトする。

なお、上記については、中間結果を含め、さらに検討を深め、よりよい政策提言につなげていく必要がある。

残された課題としては、貯蓄や財産収入、社会保障負担や税負担を考慮した可処分所得、賃金上昇率や物価上昇率などの経済変数、要介護度などの身体状況などを考慮することが挙げられる。また、国際人口移動についての検討も必要であろう。今後さらにモデルを改良し、様々なわが国の社会保障政策や税制などの企画・立案にとって、より有益な情報が得られるよう、政策シミュレーションに活用していくことが重要である。

参考文献

- 青井和夫,岡崎陽一,府川哲夫,花田恭,稻垣誠一,他(1986),『世帯情報解析モデルによる世帯の将来推計』(ライフスパン Vol.6),財団法人寿命学研究会.
- 稻垣誠一(2007),『日本の将来社会・人口構造分析:マイクロ・シミュレーションモデルによる推計』,財団法人日本統計協会.
- 厚生労働省年金局数理課(2005),『厚生年金・国民年金平成16年財政再計算結果』
- 国立社会保障・人口問題研究所編(2007),『日本の将来推計人口ー平成18年12月推計ー』,財団法人厚生統計協会.

- 国立社会保障・人口問題研究所編（2003）,『日本の世帯数の将来推計（全国推計）－2000（平成12）年～2025（平成37）年－』,財団法人厚生統計協会.
- 社会保障制度審議会年金数理部会（2006）,『公的年金財政状況報告－平成16年度－』
- 新田功（2004）,「国民生活基礎調査における無回答データ等の影響を考慮した調査設計に関する研究」,『厚生の指標』第51巻第11号,24-28.
- 府川哲夫(1995),「マイクロ・シミュレーションを用いた世帯情報の予測・解析」,『ESTRELA5月号』2-7.
- Orcutt, G., M. Greenberg, J. Korbel and A. Rivlin., (1961), *Microanalysis of Socioeconomic Systems: A Simulation Study*, New York, Harper and Row.
- Williamson, P. (2007), “Editorial”, International Journal of Microsimulation 1(1):1-2.

厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

「所得・資産・消費と社会保険料・税の関係に着目した

社会保障の給付と負担の在り方に関する研究」

研究報告書

「社会保障の財源としての相続税の可能性に関する研究」

研究協力者 芝田 文男 企業年金連合会企画振興部長

研究要旨

少子高齢化の中で増大する社会保障給付の財源として、従来主要な財源としての役割を果たしてきた社会保険料は、雇用への影響や現役世代に負担が集中すること等を理由に引上げに反対する声が出ている。本稿は、社会保障に対する税財源の一つとして相続税の可能性を探ることをテーマとして、日本の相続税の仕組み、歴史及び課税実態、諸外国の相続税の概要、経済学者や租税法を専攻する法学者の相続税に対する理論的・実証的研究の整理を行うとともに、社会保障財源の候補として、社会保険料、所得税、消費税と比較した相続税の特徴を考察し、社会保障財源としての相続税の強化の可能性について肯定的な結論を得た。

A. 研究目的

少子高齢化の中で、増大する社会保障給付の財源として、従来主要な財源としての役割を果たしてきた社会保険料は、雇用への影響や現役世代に負担が集中すること等を理由に引き上げに反対する声が出ている。

主要な税財源である所得税、法人税も現役世代への負担の集中、就労意欲や国際競争力への影響を懸念する意見もあり、社会保障財源として期待の大きい消費税も逆進性などの批判がある。

本稿は、相続税について、社会保障財源としての可能性を考察することを目的としている。

B. 研究方法

日本や諸外国の相続税の仕組みの検討、日本の過去の改正経緯及び税制調査会での議論の分析、税務統計などの統計の調査・分析、経済学・租税法専攻の法律学者等の先行研究

の分析を通じて、研究を行った。

(倫理面への配慮)

個人情報ではない統計や文書の調査分析であるので、特になし。

C. 研究結果

- ・日本の相続税は法定相続人が一人の場合、6000万円の基礎控除や小規模宅地・事業用資産の優遇策により、死亡者の4%程度しか課税されておらず、課税資産額に対する納税額の割合も11%程度、相続税収は国税収入全体の3%程度である。
- ・戦後シャウプ税制で課税は強化されたが、その後、地価を始めとする物価の上昇等があると農業者や中小事業者の事業承継の制約や、一般庶民の過重な税負担を理由に累次の控除額引上げや小規模宅地や事業用資産の優遇措置によって、税負担の軽減が図られてきた。現状では課税用資産のうち不動産はピーク時の80%から56%に低下し、

事業用資産は 0.5%にすぎず、金融資産が 33%を占めている。

- ・諸外国でも相続税の税収に占める割合は比較的低く、米国、カナダ、イタリア、スウェーデン等では事業承継への負担等を理由に廃止を実行又は検討している。他方、死亡者に対する課税対象者の比率はドイツ 14.6%、フランス 27.8%と日本に比べ課税対象は広い。
- ・経済学者の先行研究によると、ホリオカ他(2000)によれば日本の世帯の 4 割しか相続資産は受け取っていない。また、駒村(2002)の研究によれば、積極的に遺産を残すつもりはなかったが、自己の寿命はわからず、医療・介護等不慮の出費に備えて資産を残していた結果、死亡時に残っていたら相続させるというライフサイクル型の遺産動機が過半数を占め、子孫のために残す利他的動機が 34%を占めたが、遺産予定額が 7500 万円を超えると利他的動機が上回った。

また、相続税の減税は貯蓄を促し消費を抑制するので経済活性化の効果には否定的見解が多く、事業税制優遇も新規参入に不利に働き、効率的資源配分に歪みをもたらすという指摘もある。また、相続税は機会の平等に資することから、その軽減に反対する意見もあった。他方、社会保障財源としての活用には社会保障給付と負担の関係の世代間不平等を縮小する効果もあり肯定的意見がある。

- ・租税法専攻の法学者は、租税法の根拠を相続による担税力の増加に着目し、富の集中を排する機能に着目し、人生の初期条件の公平という正義に求める意見が多い。また、財産の元本が減少する(税額が相続財産と同額程度に重いことや、上回ること)ことに

は否定的であり、事業承継優遇税制については、相続財産に増加に寄与した相続人に対する共有持分の分配につながるといった理由から、合理的理由がつく範囲では肯定的意見が多い。

他方、相続税の課税対処の拡大については、富の集中の排除という相続税本来の目的に反すると慎重な意見を持つものも多い。

D. 考察

・相続税の社会保険料や所得税、消費税との比較については、税財源は目的税としない限り、給付との結びつきはない。相続税の対象者は中高年齢層の相続人が多く、被相続人の蓄積した資産にかかるので相続人にとっては不労所得と言える。所得税等に比べ、現役世代への経済的影響は少なく、消費税のような逆進性はないとともに、富の集中の排除機能を有する。

E. 結論

- ・増大する社会保障給付の財源として、相続税の基礎控除の引下げ等による課税強化することについては、以下の理由より、考慮の余地はあるものと考えられる。
 - ①死亡件数に対する相続税課税比率は、ドイツは 14.6%、フランスは 27.3%であるので、現在の日本の 4.2%の課税対象ベースを拡大することはおかしいとは言えない。
 - ②経済学者の中には、相続税の機会の平等を果たす機能を重視して、相続税負担を軽減することに反対する意見があるが、同時に社会保障負担をまかぬために相続税を広く強化すべきという主張が多い。他方、租税法を専攻する法律学者には、相続税の富の集中を排除する機能を重視

し、課税対象の拡大に慎重な意見もあるが、ホリオカ他(2002)によれば、もともと遺産を引継ぐ者は国民全体の4割しかいない。

③社会保険料や所得税は雇用や現役世代の負担増の批判があり、社会保険料や消費税は応益的に低所得層にも適用されるため、逆進度が増す可能性があるが、相続税は基本的に不労所得に課税され、社会保険料等の過去の負担が低かったと批判される高齢者の蓄積した資産に課されるため、経済への悪影響は低く、世代間不平等の解消にもつながる。

④地価バブルは沈静化し、小規模宅地、事業承継優遇策、相続人と同一世代の配偶者の税控除等の制度が講じられていることから、基礎控除の引下げで課税を強化しても、事業承継や残された配偶者の生活の不安定にはつながらない。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

- 1.論文発表 なし
- 2.学会発表 なし

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

- 1.特許取得 なし
- 2.実用新案登録 なし
- 3.その他 なし

厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)
「所得・資産・消費と社会保険料・税の関係に着目した
社会保障の給付と負担の在り方に関する研究」

社会保障の財源としての相続税の可能性に関する研究

芝田 文男

(企業年金連合会企画振興部長)

1 はじめに

この稿は、社会保障財源としての相続税の可能性について考察することをテーマとしたい。

そのために、2節で、日本の現行の相続税の仕組みを確認する。また、日本の相続税の歴史を概観し、制度創設や重要な改正がどのような考え方で行われてきたのか。また、相続税の課税実態はどのようにになっているのか。近年の税制調査会ではどのような議論がなされているかを見ていきたい。

3節では、欧米先進国の相続税の概要と改正の動向をみていきたい。

4節では、経済学者が相続税に対して、どのような理論的及び実証的な研究をしているかを紹介する。

5節では、租税法を専門とする法律学者が相続税の租税根拠や課題、特に社会保障財源の確保のために「薄く広く」課税することにどのような主張をしているかを整理する。

6節では、社会保障財源の確保の必要性を確認するとともに、その財源候補として、社会保険料、所得税、消費税と比較して相続税の特徴を整理し、社会保障財源の確保のために、相続税の課税ベースを拡大する議論について考察を行っていきたい。

2 日本の相続税の仕組みと改正の歴史

(1) 法律の性格

英米では「遺産税」として遺産そのものに課税し、遺言執行者等に課税する方式を探っている。日本も戦前の相続税はその方式であったが、現在は遺産を相続した相続人や受贈者に課税する「遺産取得税方式」を採用している。

相続税は、「人の死亡によって財産が移転する機会にその財産に対して課される租税である。¹他方、富の集中を防止するという格差拡大防止、再分配的な機能も持つ。

また、贈与税は生前贈与による相続税の負担回避を防止する機能を持ち、相続税を補完する機能を有し、相続税法の中で規定されている。²

¹ 金子宏(2007)p433

² 贈与税は個人からの贈与のみを対象とし、相続税と同じ税率を相続税より小規模の資産に適用し、相続税より負担を重くしている。また、65歳以上の者が20歳以上の推定相続人

(2) 日本の法制度の概要

ア.納税義務者

納税義務者は、相続・遺贈によって財産を取得した個人であって、原則日本に住所を有する者は国内外の区別を問わずすべての資産に課税されるが、日本に住所を持たない者は国内の資産のみが対象となる。³

イ.課税物件

課税物件は、相続・遺贈によって原則無償で譲り受けられた動産、不動産その他財産にまつわる権利などすべての資産を対象とするが、譲り受けられた被相続人の債務、社会福祉、教育目的の公益活動や国、地方公共団体への贈与、遺族の生活保障のための死亡保険金等は、非課税資産となり、その額を差し引いた正味課税遺産額が対象となる。

また、資産の評価に当たっては、中小企業等の事業承継や生計維持されていた遺族の住宅の保持のため、小規模の土地(事業用は400m²、居住用は240m²を上限とする)の評価額を80%軽減する措置がある他、同族会社等の取引価格のない株式の相続の評価額について、会社の規模に応じて、類似業種の上場株式に準じた評価方法、1株あたり純資産額に応じた評価方法、あるいは、その両方の要素を準拠した評価方法等を講じるとともに、中小同族法人の株式等の価格は10%減額するなど事業承継に支障とならないような財産評価の特例が講じられている。

さらに相続税負担回避のために生前贈与が利用されないように、注4の「相続時精算課税制度」を選択した場合の贈与財産や、選択しない場合も相続開始3年以内の贈与財産を正味遺産総額に加えた額が、合計課税価格として、相続税の課税対象とされる。⁴

ウ.課税標準と納税

相続税の計算方法としては、相続財産の分割方法によって相続税が増減しないように、遺産額が民法に定める法定相続人に法定相続分に応じて相続されたと仮定して相続税額を計算し、その相続税の総額を実際の相続、遺贈の割合に応じて按分する方法を探っている。

具体的には次の方法をとる。

①合計課税価格から基礎控除額(5000万円+(1000万円×法定相続人数))が控除される。

たる子等に贈与を行う場合、累積して相続時まで課税を繰り延べ相続時に精算する「相続時精算課税制度」を選択できるようになっている。

³ 租税回避目的で外国に住所を移すことを防止するため、被相続人が5年以内に国内に住所を有し、相続人の国籍が日本の場合は日本に住所を持つ者として取り扱われる。

⁴ 通常の贈与税の計算は、贈与資産から110万円の基礎控除を差し引いた額に相続税と同じ10~50%の累進税率を小さな資産額のきざみに適用する。

「相続時精算課税制度」を選択した場合は、複数年使える2500万円(居住用資産の取得、増改築目的の場合は3500万円まで)までの非課税枠を使え、それを超える資産に対して一律20%の税率しか課さない。そして、相続時にそれまでに累積された贈与資産と遺産額を合計した額で相続税額が計算され、そこからそれまで納めた贈与税額が控除される。相続税額を上回る贈与税額が納められていれば上回る額は還付される。

②遺産が民法で定める法定相続人に法定相続率に応じて分配されたと仮定し、それぞれの仮定相続額に応じて下記の超過累進税率が適用されて相続税の総額が計算される。

表1 相続税の超過累進税率

各法定相続人の取得金額	税率
1000万円以下の部分	10%
1000万円超～3000万円以下の部分	15%
3000万円超～5000万円以下の部分	20%
5000万円超～1億円以下の部分	30%
1億円超～3億円以下の部分	40%
3億円超の部分	50%

③相続税の総額を相続人や受贈者の実際の資産の配分割合で按分し各人の税額とする。

ただし、相続人が被相続人一親等の血族及び配偶者以外の者である場合は、相続税額は2割加算される。これは兄弟姉妹が相続することは偶然性が高いことや、孫や直系卑属の養子を相続対象にすることで1回分相続税負担を逃れることを防止する趣旨で設けられた制度である。

④各人の算出税額から、各人に適用される税額控除を差し引き、納付税額が計算される。

人的控除としては、被相続人の生存配偶者は、その生活の保障や相続財産形成の寄与分を考慮してかなり高額な控除額を講じられているとともに、未成年者や障害を持つ相続人の控除が定められている。⁵また、相続税回避目的で課されている贈与税と二重課税とならないように、相続時に相続財産に加算された相続開始前3年以内の贈与財産について、既に納めた贈与税額は控除される。相続時精算課税制度を選択した場合も、それまでに納めた贈与税額は相続税額から控除され、控除しきれなかった贈与税相当額は還付される。(前注4参照)

(3) 日本の相続税の歴史

次に日本の相続税をめぐる歴史を概観し、どのような考え方に基づき制度の創設や改正が行われてきたかを主な改正についてみてみたい。

ア.戦前

日本の相続税は、1905年日露戦争の戦費調達を契機として創設されたが、遺産そのものに課税する「遺産税」方式であった。すなわち遺言執行者や遺産を管理する者に課税される方式である。また、税率は超過累進税率を採用していたが、戦前の家制度の維持の考え方から、家督相続と遺産相続の場合や被相続人と相続人の関係の親疎に応じて税率を区分していたことや、比較的低い税率を適用していたことが特徴的である。(1940

⁵ 配偶者控除は法定相続分又は1億6000万円のいずれか大きい金額。未成年者控除は、20歳に達するまでの年数に6万円をかけた額に相当する金額。障害者控除は70歳に達するまでの年数に6万円(障害の程度が悪い場合12万円)をかけた額に相当する金額。

年 家督相続の場合 1~33%。遺産相続の場合 2~49%)⁶

贈与税はなかったが、国内の不動産や船以外の高額な財産を推定相続人に贈与した時は遺産相続の開始とみなして相続税が課された。

イ.戦後から近年までの相続税改正の動向

①1947 年の相続税法改正

戦後、GHQ から日本に発せられた「日本の相続税および贈与税の原則と勧告」(シャベル勧告)に基づき、1947 年に相続税法が改正され、贈与税法が創設された。主な内容としては、1.民法改正に対応し家督相続と遺産相続の区別の廃止。2.贈与者の一生を通じた贈与財産の累積に課税する贈与税の創設。3.賦課課税方式(相続財産の目録をそえて相続の事実を届け出ると、税務署が課税額を計算して賦課する方式)から申告納税制度への移行である。シャベル勧告は富の集中排除の考え方も示されている。⁷

当時のインフレによる資産価格の上昇もあって、1949 年当時の相続税の対象となる被相続人の死亡者全体に占める割合は 12.6% (後述表 2) となっていた。

②シャウブ税制(1950 年)とその修正

1949 年 5 月に日本の税制を抜本的に改革するため GHQ の要請を受けコロンビア大学教授シャウブ博士を団長とする使節団が来日し、精力的な調査を行った後「シャウブ使節団日本税制報告書」(1949 年 9 月)にまとめられた。これは直接税中心主義等その後の日本の税制の骨格を変える重要な内容であり、1950 年より逐次法制化された。

相続税関係では、「不当な富の集中の抑制」を主目的に、1.「遺産税」方式から「遺産取得税」方式に変更するとともに、2.相続税と贈与税が統合され、生前の贈与は累積されて相続時に課税されることとなった。3.1947 年の改正で残されていた親族関係の親疎による税率の区別廃止を行うとともに、4.超過累進税率がそれまでの 10~65% から 25~90% に引き上げられた。⁸

また、所得税のキャピタルゲインの課税の関係で、相続時に被相続人が得ていたキ

⁶ 菊地(2005)p39 によると当時の官版解説書「相続法義解」は相続税の課税根拠を「相続財産の取得という事実に着目し、それを相続による偶然所得の発生ととらえ、その所得(財産)に対し、負担能力に応じて課税を行う」(偶然所得課税説)という説を採用していた。

⁷ 菊地(2005)pp40-41 によれば、シャベル勧告の中で現行相続税法は「日本国内における巨富の急速な蓄積と、その保全を助長している」と批判している。同時期 GHQ の指令で財閥解体(1946)、農地改革(1947)等、戦前の体制を支えた勢力の解体が進められ、税制面でも 1946 年に財政確保と富の再分配の観点から財産税法で、純財産で 10 万円を超える部分に 20%~95% の超過累進税率をかける一回限りの課税措置も行われた。

⁸ 「シャウブ使節団日本税制報告書」第 2 卷 p143 で相続課税の主たる目的の一つを「不当な富の集中蓄積を阻止」することとし、遺産取得者がその取得額に応じて累進税率を適用する方法を探ることで、相続人間に公平に細かく分配することになるとしている。